

特定有害物質の種類及び区域の指定に係る基準

特定有害物質の種類	区域の指定に係る基準		第二溶出量基準 (mg/L)	
	土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)		
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	0.002 以下	—	0.02 以下
	四塩化炭素	0.002 以下	—	0.02 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	0.04 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—	1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	0.4 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—	0.02 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下	—	0.2 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	0.1 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—	3 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	0.06 以下
	トリクロロエチレン	0.01 以下	—	0.1 以下
ベンゼン	0.01 以下	—	0.1 以下	
第二種特定有害物質 (重金属等)	ガドミウム及びその化合物	0.003 以下	45 以下	0.09 以下
	六価クロム及びその化合物	0.05 以下	250 以下	1.5 以下
	シアン化合物	検出されないこと	50 以下(遊離シアンとして)	1 以下
	水銀及びその化合物	0.0005 以下 (アルキル水銀は検出されないこと)	15 以下	0.0005 以下 (アルキル水銀は検出されないこと)
	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.3 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.3 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.3 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4000 以下	24 以下
ほう素及びその化合物	1 以下	4000 以下	30 以下	
第三種特定有害物質 (農薬等)	シマジン	0.003 以下	—	0.03 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下	—	0.2 以下
	チウラム	0.006 以下	—	0.06 以下
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと	—	0.003 以下
	有機りん化合物	検出されないこと	—	1 以下

「土壌溶出量基準」は、地下水経由の摂取による健康影響の観点から、「土壌含有量基準」は、汚染された土壌の直接摂取による健康影響の観点から定められたものです。